

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「お客様の感動のために！」という信念のもと、

一、誠実・信用・信頼

一、私たちは、お客さまの感動のために、心あたまるパーソナルウェディングを実現します

一、私たちは、お客さまの感動のために、素直な心で互いに協力し良いことは即実行します

一、私たちは、性別・年齢・経験に関係なく能力を発揮する人財(ひと)に機会を与えます

を経営理念としております。これは、誠実・信用・信頼を企業経営の根底におき、お客様の感動を追求し、人財を育成していく当社の真摯な経営そのものを表現したものであります。当社は、この信念と経営理念に基づいた企業経営を通じて会社に貢献することにより、地域社会になくてはならない企業となることを経営の基本方針としております。その実現のため、公正で透明性の高い経営をおこない、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任(CSR)を果たし、当社の全ての利害関係者(ステークホルダー)から信頼を得ることが不可欠であると考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
金子 和斗志	1,225,500	33.12
株式会社エム・ケイ・パートナーズ	980,000	26.49
金子 晴美	384,000	10.37
アイ・ケイ・ケイ従業員持株会	133,600	3.61
金子 美枝	75,000	2.02
金子 和代	75,000	2.02
松本 正紀	31,000	0.83
株式会社佐賀銀行	29,000	0.78
エーエージーシーエス エヌビイ トリーティ アカウント タクサブル	27,100	0.73
黒田 誠	20,000	0.54

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	10月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の代表取締役である金子和斗志は、直接所有分および合算対象を合わせ当社の総株主の議決権の70.31%を所有しており、当社の支配株主にあたります。

当社においては、少数株主保護のため、支配株主との取引に関して、社外監査4名の監査役会による監視のもと、社外取締役1名を含めた取締役会において合理的かつ適切な決議を行う体制となっております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
成富 敏幸	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
成富 敏幸	——	金融機関での長年の経験を有し、社外取締役として適任であると判断し、選任しております。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

毎月1回開催する定時取締役会および必要に応じて随時開催する臨時取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査計画、四半期レビュー結果報告および期末監査報告等についての意見交換および情報交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と定期的に会合を開催しており、内部監査室から監査報告を受けるとともに、相互の情報交換、意見交換を行うことで、内部監査の効率化と相互の連携強化をはかっております。

選任している

社外監査役の選任状況	
社外監査役の人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小宮 秀一	他の会社の出身者									○
白石 秀徳	他の会社の出身者									○
武田 野富和	他の会社の出身者									○
直江 精嗣	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小宮 秀一	当社独立役員	金融業界での豊富な経験と事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として最適であると判断しております。 なお、同様の理由および大阪証券取引所が既定した独立役員要件に該当する為、当社独立役員に指定しております。
白石 秀徳	当社独立役員	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として最適であると判断しております。 なお、同様理由および大阪証券取引所が既定した独立役員要件に該当する為、当社独立役員に指定しております。
武田 野富和	当社独立役員	金融業界において培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として最適であると判断しております。 なお、同様の理由および大阪証券取引所が規定した独立役員要件に該当する為、当社独立役員に指定しております。
直江 精嗣	当社独立役員	経営・会計に関するコンサルタント業界で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として最適であると判断しております。 なお、同様の理由および大阪証券取引所が規定した独立役員要件に該当する為、当社独立役員に指定しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月1回開催する監査役会ならびに定時取締役会および必要に応じて随時開催する臨時取締役会に出席して、取締役の業務執行の監視を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の職務遂行に対するインセンティブを高めるためにストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------

## 該当項目に関する補足説明

当社は、当社役職員の職務執行に対するインセンティブを高めるためにストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	その他

## 該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬(平成22年10月期)  
取締役158,845千円(うち社外取締役1,200千円)

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役および社外監査役に対するサポート体制は、経営管理部が対応しており、基本的には、毎月開催される取締役会の事前通知等を行い、取締役会での意見交換および決議が円滑に遂行できる体制を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

### 1. 取締役会

取締役会は毎月1回定期的に開催し、経営の重要事項についての決定や業務執行の監督をしております。取締役会は取締役8名で構成しております。そのうち1名は社外取締役であり、取締役会での意思決定に客観的な視点を取り入れております。そのほか監査役4名も出席し、適宜意見を述べ監査の強化をはかっております。また必要に応じ臨時の取締役会を開催しております。

### 2. 経営会議

当社では原則週1回月曜日に、常勤取締役、常勤監査役、部長、内部監査室長等からなる経営会議を開催し、重要案件の審議、取締役決定事項の具体策、新施策やリスク対応等を協議し、経営の迅速化をはかっております。

### 3. 監査役会体制

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役4名で構成しております。その4名は全て社外監査役であり、監査の客観性の強化・公平性の向上に資しております。定例の監査役会は毎月1回開催しており、取締役会の業務執行を監査しております。また、内部監査室による臨店内部監査実施時の立会い、第2四半期末、期末での棚卸しへの立合い等も実施しております。更に、会計監査人とも、監査計画策定や監査状況説明など適宜意見交換を行うなど連携を保っております。なお、必要に応じ臨時の監査役会を開催しております。

### 4. 内部監査体制

代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しております。内部監査室は専任担当者2名にて構成しており、年間計画に基づき実査を中心に内部監査を実施しております。専任担当者のほか必要に応じ臨時の内部監査人を任命の上各部門、各支店が経営方針、関係諸法令、社内規程に沿った業務運営を行なっているかを監査し、コンプライアンスの強化をはかっております。また、内部監査室は、監査役、会計監査人とも相互に連携して内部監査の効率化やその質の向上をはかっております。

### 5. 会計監査の状況

当社の会計監査を執行した公認会計士は、坂本克治、佐藤宏文の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また監査業務に係る補助者は公認会計士9名、会計士補等10名であります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化により、株主総会招集通知の早期発送を可能とするよう努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を迅速に開示していく予定です。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は、経営企画部経営企画課であります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの保護および取引の公正性の観点から、関係法令および取引所が定める適時開示規則等を順守し、投資判断の根拠となる情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針としております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう、経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、通達等を定め、研修、諸会議、社内回覧等により社内徹底を図り、その遵守を行う体制とする。また、内部監査を通じ、使用人の職務執行の法令・定款・社内規程などへの適合性を点検する。

(2) 取締役の職務執行を監督するために、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催される臨時取締役会において、各取締役は夫々の職務の執行状況を報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視する。また監査役も取締役会、その他の会議出席を通じ、取締役の職務執行状況を監視する。

(3) 「内部通報者保護規程」に基づき、社内での相互監視システムと通報者の保護を確立することにより、取締役と使用人の職務執行の適法性を確保する。

(4) 取締役は、反社会的勢力からの不当な要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との一切の関係を遮断する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報規程」等社内規程に基づき適切に保管管理を行い、取締役及び監査役はこれを常時閲覧することができる体制とする。

### 3. 損失の危機の管理に関する体制

「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づき、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのある事態(重大なコンプライアンス違反、甚大な被害を生じた災害、重大な食品事故等)に対しその適切な対応を行う。有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、必要に応じ外部専門家も対策本部に加える等損害を極小化する体制とする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則月1回の定時取締役会や、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行の執行状況の監視を行う。加えて原則毎週1回経営会議を開催し、具体的な業務の状況や諸問題に対応した機動的な業務の処理を行う体制とする。また、「職務権限規程」による適切な権限の委譲を行うことにより、効率的な取締役の職務の執行を行う。

### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に関し「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管部署を経営企画部とする。また子会社の取締役会決議事項、同報告事項、月次決算状況などの重要事項につき所管部へ報告させる。また内部監査についても当社及び当社の子会社からなる企業集団を監査対象とする。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現時点では監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役から求められた場合には、内容について監査役と協議のうえ速やかに設置する。

### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では設置していないが、監査役の要請により設置した場合には、当該使用人の指揮・命令等は監査役の下にあることとし、その人事上の取扱いには監査役の承認を得ることとする。

### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は監査役の出席する取締役会や経営会議にて職務の執行状況を報告する体制とする。また、取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

(2) 「内部通報者保護規程」に基づく内部通報がなされた場合は、その内容、会社の対応等の顛末につき、監査役へ報告される体勢とする。

### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見や情報の交換を行うことにより監査の実効性、効率性を確保する。また「監査役会規程」、「監査役監査規程」の改廃は監査役会が行う。加えて監査役会の要請があった場合には速やかに弁護士等の外部専門家と直接相談できる環境を整備する。

### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用、評価を行うとともに、必要な是正を実施する。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

報告日現在、買収防衛策を導入しておらず、また、その計画もありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はございません。



【適時開示フロー（模式図）】

